

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

6月20日（金）、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、今後の公園運営について審議が行われた。その概要等は、次のとおりである。

1 完全民営化案

- ① 伊原木副会長から、次のことを前提として、完全民営化案が2案提案され、説明がなされた。

<前提>

- ・県が土地を一括してクラボウから借り受け、チボリ・ジャパン社に転貸する枠組みは維持するが、土地代は、全額チボリ・ジャパン社が負担する。
- ・チボリ・インターナショナル社とは、再契約する。

<A案>

- ・現在の公園を、4haの公園ゾーンと8haの商業ゾーンとに分け、商業ゾーンにはアウトレットモールを誘致する。
- ・公園は、チボリ・ジャパン社が運営し、アウトレットモールは、チボリ・ジャパン社から土地の再転貸を受けた開発業者が運営する。

<B案>

- ・現在の公園は基本的に維持し、コンベンション施設の新設やアトラクションの増強等を行い、収益体制の強化を図る。

- ② A案に対しては、知事から、現在のクラボウとの借地契約は、公園の運営を目的としたものであり、このような全く新規の商業開発に対して、現在の転貸の枠組みを維持することは困難である旨を表明したところ、伊原木副会長も、現在の枠組みが維持されないのであれば経営の前提を欠くとして、A案を撤回された。

- ③ B案に対しては、伊原木副会長の経営手腕に懸けてみてはどうかとの意見も一部にはあったが、採算性の確保やチボリ・インターナショナル社との再契約を疑問視する意見が相次ぎ、知事も、合理的な収支見込みが示されず、チボリ・インターナショナル社との提携契約の目処も立たない現状では、現在の転貸の枠組みを維持することについて、議会及び県民の理解を得ることは困難である旨を表明したところ、A案と同様、経営の前提を欠くことから、採決を行うまでもないこととされた。

2 坂口社長の案

① A・B案がいずれも撤回又は実現不可能とされたことを受け、一部の取締役から、会社の解散を決議すべきであるとの提案がなされたが、他の取締役から、地元には公園を残したいとの強い思いがあり、解散を考える前に、他の可能性も検討すべきではないか、との意見が出され、これに応じて、坂口社長から次の案が提示された。

＜坂口案＞

- ・施設の規模及び内容はA案を基礎とするが、公園部分については、倉敷市の支援を前提として、チボリ・ジャパン社が運営する。
 - ・アウトレットモールは、十分な資金力と経営ノウハウを持つ、三井不動産株が開発・運営する。
 - ・現在の土地転貸の枠組みは基本的に維持するが、チボリ・インターナショナル社とは、再契約しない。
- ② この案に対しては、肯定、否定両方の意見が出されたが、知事は、純粋な民間の商業施設に対して、県が現在の転貸の枠組みを維持することが困難であることは、A案と同様であること、及び、公園部分については、その性格、規模等から県が主体となって存続を図ることはできず、倉敷市において検討されることが相当である旨を述べた。
- ③ 倉敷市長は、これまでのチボリ公園事業の経緯を踏まえると、県の関与なしで、市が単独で公園を維持していくことは困難である旨を述べられた。

3 今後の方針等

- ① 以上の議論を踏まえ、A案・B案・坂口案のいずれも、現在の土地転貸の枠組みが維持されることが前提であり、県が転貸できないとする以上は、チボリ・ジャパン社として採り得る方策は尽きたとして、解散の決議を求める動議が出され、採決したところ、出席取締役11名のうち解散に賛成とするもの4名であり、解散動議は否決された。なお、解散に反対とするもの5名、棄権2名であった。
- ② 引き続き、来年1月以降の会社の在り方について協議した結果、次のとおり決定された。
- ・坂口案を基礎に、クラボウから三井不動産株等が直接土地を貸借して事業化する、新たな枠組みの検討を進める。
 - ・これに関連し、倉敷市の支援を得て、坂口案に係る公園部分の維持を図る仕組みについても検討する。
 - ・今後、7月末までに、関係者間でそれぞれ協議・検討し、その結果を踏まえ、8月上旬を目途に取締役会を開催し、8月末には臨時株主総会を開催して、今後の会社の在り方を決定する。